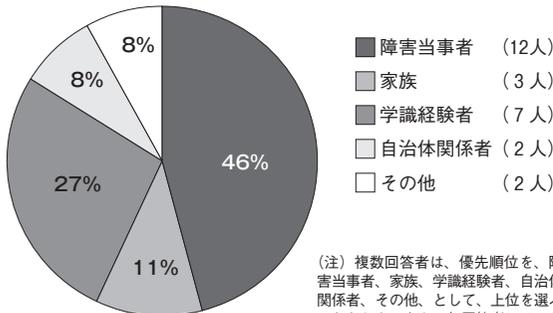


# 推進会議構成員・総合福祉部会構成員へのアンケート調査から

はじめに

「Nothing about Us, Without Us = 私たち抜きに私たちのことを決めないで」、これは障害者権利条約（以下、権利条約）が生まれる過程で、国連の

グラフ 1 推進会議構成員 (26人) の内訳  
(オブザーバー2人を含む)



(注) 複数回答者は、優先順位を、障害当事者、家族、学識経験者、自治体関係者、その他、として、上位を選ぶこととした。なお、無回答者については、編集部で前記に沿って分類した。

議場で幾度となく繰り返されたフレーズである。まだまだ実験的とは言え、このフレーズが日本でも実を結びつつある。2010年1月から開催されている障がい者制度改革推進会議（以下、推進会議）ならびにその関連部会の動きがそれである。

本誌編集部は、本号の特集である「政策への障害当事者の参画」にちなんで推進会議ならびにこの下に置かれている総合福祉部会の構成員にアンケート調査を実施した。以下、その概要を紹介する。なお、推進会議ならびに総合福祉部会は現在も進行中であり、アンケート全体が中間的な意向であることをあらかじめお断りしておく。

## 1 推進会議ならびに総合福祉部会の特徴

障がい者制度改革推進本部（本部長

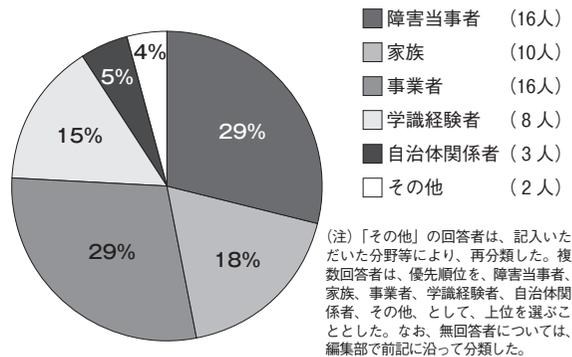
は内閣総理大臣）の下に設置された推進会議は、その下に設置された総合福祉部会と合わせて（もう一つの部会として差別禁止部会があるが、後発ということもあり本稿では省く）、国家行政組織法に基づく正式な審議体である。しかし、既存の審議会とはイメージを一変させるものがある。一言で言えば官僚主導からの脱却ということになる。

具体的な特徴点として4点をあげる。第1は、構成員のバランスが名実ともに当事者中心となっていることである。なお、ここでの当事者とは障害者本人に加えて家族を含む者とする。推進会議においては、26人（オブザーバー2人を含めて）のうち、当事者が15人（57%）で、総合福祉部会については構成員の総数55人に対して、当事者は26人（47%）となっている。

第2は、障害を有する構成員への配慮や工夫である。「合理的配慮」の実践ととらえることができよう。聴覚障害、視覚障害、精神障害、知的障害、運動機能障害などに応じて、人的支援策を中心に個々に応じた支援が講じられている。

第3は、肝心の審議そのものが実質的に展開されていることである。推進会議で言えば、2010年だけを見ても開催回数は29回、1回あたりの審議時間が4時間で（休憩を含めて）、同

グラフ2 総合福祉部会構成員(55人)の内訳



じく総合福祉部会についても1回あたりの審議時間が4時間、加えて論議の実質化の手段の一つとして分科会方式（作業部会の設置という形で）を取るなど、全体として丁寧さが目立つ。

第4は、情報公開に力を入れていることである。審議日当日の傍聴はもとより、インターネット中継（オンデマンド方式・一定期間は自由な時間帯に見ることができ）やCSテレビによる生中継などがそれぞれである。

## 2 推進会議構成員によるアンケート結果の概要

アンケートは昨年11月7日から12月7日にかけて実施したもので、推進会議構成員26人のうち22人（85%）から、総合福祉部会構成員55人のうち44人（80%）から回答を得た。調査は三択方式による簡易なもので（別に自由記入欄を設けている）、推進会議構成員に対しては大きく6つの観点での設問となっている。なお、推進会議構成員によるアンケート結果については、かつて同様の調査を中央障害者施策推進協議会（以下、中央協議会）に実施し

たことがあり（本誌2009年7月号で詳報）、一部これと比較することにする。以下、6つの観点到沿って結果を略述する。

(1) 推進会議関連

第1は、「推進会議の存在について」であるが、「重要だと思う」と回答した者が全員の22人（100%）であった。中央協議会委員のアンケートの方は、当時の中央協議会の存在については、「重要だと思う」が18人（82%）、「どちらとも言えない」3人（14%）、「あまり重要とは思えない」1人（4%）となっている。さらに中央協議会委員からは、「政策の発展に貢献できている」5人（23%）、「どちらとも言えない」7人（32%）、「あまり貢献できていない」10人（45%）と、こちらの方は否定的な見解が肯定的な見解の2倍に達している。これらを合わせみれば、中央協議会の時代は、その存在を重視しながらも、実際には不満が多いことがうかがえた。

これに対して推進会議については、他項目を合わせみると、存在の重視だけではなく、そこには審議機能面や関